

平成20年9月11日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

愛知県岩倉市長

石 黒 靖 明

(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情項目への文書回答について

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

社会保障にかかる施策を展開していく上において、住民の皆さんの健康で文化的な最低限の生活を営む権利は、当然基本的な柱として内包しているものであり、住民の皆さんの福祉の増進を図ることを基本とし、公平・公正な高齢者・障害者福祉行政を推進していきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

【回答】

2009年度の介護保険料は、第4期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で決定しますが、現在策定作業を行っているところです。

介護保険料の見直し作業では、高齢者人口の推計や個々の介護サービスの推計を行っており、その積み上げの結果が介護保険料になるものと考えております。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

低所得者の減免については、本市では、第1段階の老齢福祉年金受給者を対象として、介護保険料の減免や、老齢福祉年金福祉助成金により利用料等を助成しております。

住民税非課税、介護保険料普通徴収対象者(年金月額 15,000 円以下の者)、無年金者

への減免制度の実施・拡充については、現在のところ考えておりません。

現行の所得第1段階から第3段階の住民税非課税者の方への介護保険料と利用者負担の軽減については、基本的には岩倉市が単独で減免を行うのではなく、国が責任をもって行うべきものと考えていますので引き続き市長会等を通じて足並みを揃え国に対して要望すべきものと考えています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回答】

当市の利用料の減免につきましては、現行、老齢福祉年金受給者福祉助成金制度により利用料等を助成していますが、減免制度の実施・拡充については、現在のところ考えておりません。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【回答】

一昨年4月から原則的に要介護1、要支援1・2の軽度者は、福祉用具貸与の一部が受けられなくなりました。ただし、従来からの利用者については経過措置として9月末まで貸与が受けられるよう配慮がされました。

現在、軽度者は、原則的に車椅子・介護ベッドの貸与を受けることができませんが、その状態像に応じて一定の条件に該当する方については、引き続き保険給付の対象となります。

また、同居家族がいる場合の生活扶助等の取り扱いにつきましては、平成19年12月20日付け厚生労働省老健局から同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて判断するよう通達が出されましたが、本市では一律の制限は行っていません。

なお、これらの方針につきましては、医師会の総会やケアマネージャーの会議においてその旨を周知しております。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【回答】

岩倉市では、これまで高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき施設・在宅の基盤整備を進めてきました。施設整備につきましては、介護老人福祉施設が80床、介護老人保健施設が98床、介護療養型医療施設が12床、認知症対応型共同生活介護施設が5ユニット45床が整備されております。一方、本市に隣接する近隣市町でも100床単位の介護老人保健施設が相次いで開設されております。

また、介護保険法の改正により、誰もができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう新たに創設されました小規模多機能型居宅介護サービス事業所を平成18年5月に1箇所(市が指定)、指定しました。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、尾張北部福祉圏域で広域的にその整備推進が図られているところではありますが、地域密着型サービスなど市の権限にかかる基盤整備につきましては、努力したいと考えています。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

介護労働者の賃金を含めた労働条件については、社会的な問題になっており国としても来年度から介護報酬の引き上げなどの財政支援が検討されています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

現在本市では、配食サービスを生活支援型給食として、年末年始を除く毎日、食生活の改善、健康保持および安否確認のためひとり暮らし高齢者宅まで配達しております。

ふれあい会食については、社会福祉協議会の支会活動の中で年1回～3回程度実施しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】

本市では、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援につきましては、現在のところ実施する予定はありません。

高齢者の外出支援事業としては、ねたきり老人等に外出が容易にできるようリフトタクシー乗車料金助成や85歳以上の方に社会活動が容易にできるようにタクシー料金の一部を助成しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

高齢者福祉事業には、積極的に取り組みたいと考えていますが、高齢者の居場所づくりなどについては、第4期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において検討したいと考えています。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

確定申告における障害者控除の対象者については、所得税法施行令第10条第1項に規定された方々が対象となっております。小牧税務署から審査終了後、市税務課へ回送されました申告書に基づき市民税の課税をさせていただいております。

このことから、市においては、所得税法に係る障害者控除の対象判断を行うことは、大変難しいと考えております。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

岩倉市認定基準に基づき要介護認定を受けている本人または、扶養親族に毎年個別に通知をするとともに、広報等でPRを行っています。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】

県の制度を基本として実施していきたいと考えております。
ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しております。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

県の福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度を基本として実施していきたいと考えております。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【回答】

現在国保加入者に対して脳ドックの補助を行っていますが、引き続き国保加入者に対して行っていきます。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成20年4月から通院については小学校3年生まで市単独事業で実施しております。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】

市では、平成18年度2回、平成19年度3回、平成20年度6回と公費負担を増やしてきました。

また、里帰り等で県外で受診された場合も、扶助費で対応しているところです。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】

国保税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化を図ったうえで判断するものと考えます。減免については、所得の減少、長期療養、災害等の場合について

それぞれの基準により減免するものとしています。基準は県下の状況から低水準ではないと考えており、当面拡大する考えはありません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】

国保税額（医療保険分）は所得割、資産割、均等割、平等割により決めております。均等割については、被保険者1名について額を定めており、公平性の点からも改正の考えはありません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

【回答】

前年度所得が市町村民税の基礎控除を超えない世帯は6割、前年度所得は33万円を超えるが世帯主を除く被保険者1人につき24万5千円を控除した額が33万円を超えない世帯は4割の軽減措置をしておりますので、減免制度を拡大する考えはもっておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

所得の激変による減免については前年度所得が300万円以下で当該年度の見込額が前年の合計額に比較してそれぞれの基準により減免をしており、基準額の変更の考えは持っておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】

本市においては、滞納者対策として平成12年度から短期被保険者証（6か月の有効期間）の交付を実施しており、特段の理由がなく、保険税を1年以上全く納付しない世帯を対象に交付しています。

この短期被保険者証が交付されている世帯で、さらに1年以上同じ状況が続く場合は資格証明書を交付するものとしております。

いずれの場合も、一律的にではなく、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導を実施し、状況を把握したうえで判断しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

国保税の滞納者については、納税相談や臨戸訪問をする中で、面談を通じて個々の状況を十分把握し、適切な対応をしながら国保税の徴収に努めておりますが、特段の理由がなく、一切納付に応じないなど全く誠意が認められない滞納者に対しては処分もやむを得ないものと考えております。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【回答】

法令の規定に基づき対応していきたいと考えております。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【回答】

一部負担金の減免については、所得の減少、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしており、当面拡大する考えはありません。

5. 障がい者施策の充実について

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【回答】

現在のところ、国の示している利用者負担軽減措置により実施していますが、国の障害者施策については、来年度に抜本的見直しが見られる予定となっております。

よって、当面の間は、国、県の動向を見て対処していきたいと考えております。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】

利用者負担につきましては、各種の軽減策が実施されているところでございますので、当面の間は、国の示している利用者負担により実施してまいりたいと考えております。

ただし、地域生活支援事業につきましては、移動支援、生活サポート、地域活動支援センターにつきましては、合算対象とする負担軽減策を講じています。また、精神障害に係る地域活動支援センター分につきましては、当該障害の特殊性を勘案して無料とさせていただきます。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【回答】

現在、第2期障害福祉計画の改訂作業に着手しておりますが、今後、障害者団体、施設等のヒヤリングやパブリックコメントなども取り入れ、障害者のための障害福祉計画となるよう計画しています。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診につきましては、自己負担金は無料となっております。また、集団健診で実施していますので、8月中旬から10月中旬までの30日間となります。

歯周疾患検診については、無料で実施しています。がん検診については、委託料の30%程度の自己負担をお願いしております。現在のところ、がん検診を無料で実施することは考えておりません。

なお、がん検診(子宮がん検診の個別を除く)、歯周疾患検診については、主に集団方式で期日を定めて行っていますので、通年にする予定は、今のところありませ

ん。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【回答】

歯周疾患検診は、40・50・60・70歳の節目検診と他に30歳以上のかたと妊婦を対象に「歯科健康診査」を実施しています。65歳のかたを対象にした「65歳節目歯科健康診査」も実施しています。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

【回答】

個人住民税における公的年金からの特別徴収については、従来個人住民税を市町村の窓口、金融機関に出向くなどして納付されていたものを、一定所得のある方については、年金から、あらかじめ特別徴収することにより自動的に納付がなされることで、年金受給者の利便性が向上することが期待されるものであります。

市としましては、今後とも、市民PRに努めてまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心して暮らせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】

国民年金制度は、昭和34年の発足以来、50年近い歳月を経て、平成19年3月末には3,202万人の被保険者（第2号被保険者を除く）と2,130万人（福祉年金を含む）の受給者を擁する制度に発展し、国民の中に広く定着しております。

また、昭和61年の制度改正により、すべての国民が加入し、すべての国民に基礎年金を支給する国民皆年金となり、将来にわたって安定した制度とするため、給付と負担バランスの見直しや基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げ、第3被保険者の特例届出などの改正が行われ現在に至っております。

未加入・未納問題など様々な指摘がある中で、引き続き必要な見直しが行われるものと思いますが、安心して暮らせる年金制度の確立について、全国的な動向を把握するとともに、機会を促し市長会などを通じて要望等の対応をさせていただきます。

また、新たな年金運営組織としての日本年金機構は、平成22年1月発足に向け、業務運営の基本計画が本年7月29日に閣議決定されたところである。計画内容は、日本年金機構法に基づき設置された年金業務・組織再生会議で機構の組織体制、業務の外部委託推進についての基本的考え方、職員採用についての基本的考え方、機構の必要人員の4項目をまとめたものであり、今後の動向を見守っていききたい。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。

【回答】

後期高齢者医療制度の改善については、市長会を通じて要望していききたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

介護保険への国庫負担を増やすなどの要望の趣旨は、十分認識しておりますので、市長会などを通じて機会があるごとに要望しております。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

乳幼児医療費助成制度の創設等については、市長会を通じて、かねてから要望をしております。

妊婦健診制度に関しては、県に意見は伝えたいと考えています。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】

消費税につきましては、少子・高齢化の進展に伴い今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、広く公平に負担を求めるものであります。

今後さらに税制改革について様々な議論が続けられますので動向等を見守っていきたいと考えています。

- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

【回答】

岩倉市としては従来から看護師不足の解消のため、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の3市2町で尾北看護専門学校に対し運営費を補助しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

各福祉医療費助成制度の全体的なバランスを考慮したうえで、要望については検討したいと考えております。

- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

【回答】

機会をみて要望してまいります。

- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

【回答】

機会をみて要望してまいります。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回答】

機会をみて働きかけていきたいと考えております。

- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

【回答】

機会をみて要望してまいります。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】

精神障害者は増加傾向にあり、平成20年4月から一部県制度の対象となったものの、市単独事業としての医療費助成額も増加し続けています。厳しい財政状況の中、また、弱者対策として県制度の拡大を要望してまいります。

- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

【回答】

障害者自立支援法に係る利用者負担上限月額については、資産要件が設けられており、また、介護保険法では、低所得者に係る軽減措置の中で資産要件が設けられております。

障害者、高齢者に係る資産要件の是非につきましては、議論のあるところでございますが、実効性への疑問や制度の複雑さなどの諸問題を抱えておりますので、より簡素な制度となるよう、機会を捉え要望してまいりたいと考えています。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】

広域連合議会において不採択となった請願でもあり、同じ趣旨の要望は差し控えたいと考えています。

以上